

## グリーン購入・調達状況

### ◎グリーン購入・調達の状況

京都大学では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」とする)に基づき、毎年「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(以下、「調達方針」とする)を策定し、公表しています。そしてこの調達方針に沿って、紙類や文具類、事務機器類をはじめとする多数の物品、その他公共工事などを特定調達対象品目として目標を設定し、環境への負荷の少ない物品等の調達を進めています。

2008年度においては、コピー用紙など一部は準特定調達物品等を含んでいますが、目標を達成することができました。

今後も調達方針に則り、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めていきます。

**参考:**「環境物品等の調達の推進を図るための方針」については、京都大学のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/procurement>

### ◎グリーン契約(環境配慮契約)について

2007年11月、「国等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下、「環境配慮契約法」とする)が施行されました。この法律の目的は、国や地方公共団体等が契約を結ぶ場合に一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする仕組みを作り、環境負荷(温室効果ガス等の排出)の削減を図ることです。この法律により、京都大学も温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図るよう努めなければなりません。

現在対象となっているのは、電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、ESCO事業、建築設計の4つに関する契約です。

グリーン購入法は、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達を推進する制度であるのに対し、より積極的に環境負荷低減を目指すためには契約上の工夫が必要になり、そうした契約上の工夫を制度的に推進するのが環境配慮契約法です。さらに環境配慮契約法においても、「温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する方針」の作成やその契約の締結実績の概要を取りまとめ公表するよう努めることとなっています。

2008年度は、電気の供給を受ける契約、省エネルギー改修事業に係る契約、建築物の設計に係る契約について環境配慮契約を行いました。

**参考:**「環境配慮契約の締結実績の概要」については、京都大学のホームページをご覧ください。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/procurement/environment/green.htm/>

### ◎「環境配慮行動マニュアル ~グリーン購入編~」の作成

「京都大学環境計画」で定められた「エネルギー消費量・温室効果ガス排出量を単位面積あたり毎年2%削減する」目標を達成するために、「環境配慮行動マニュアル ~グリーン購入編~」を作成しました。このマニュアルは、学内で使用する一般的な事務機器(パソコン、エアコン、家庭用冷蔵庫、電気ポット)や実験機器類(実験用フリーザー、ドラフトチャンバー)の購入を検討している構成員に対し、環境に配慮した商品の情報や考慮すべきポイントなどを開示することで、よりエネルギー消費量の少ない商品を選択し、結果として温室効果ガスを削減することを目的としています。

マニュアルに掲載されている機器類は比較的エネルギー消費量が大きいと思われるものであり、学内でもよく使用されているものばかりです。これらの機器類は種類も多く購入するには何に注目すべきか迷うことがあります。そうした場合に、マニュアルの購入ポイントを確認したり購入チェックリストを活用したりすることで、製品を比較し判断できるようになっています。